

大阪音楽大学短期大学部

平成 26 年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪音楽大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪音楽大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」とわかりやすく平易に説明している。

教育上の個性・特色は、学則第1条の使命・目的における「音楽を通じて良き社会人を育成すること」という文言により明確に示しているように音楽技術の修得にとどまらず、音楽の知識、一般教養、社会人としての自己形成等を含めた教育を行うことにある。新入生に対しては学長特別講義などにおいて、それらについての詳細な説明を行っている。

建学の精神及び使命・目的を具現化するために、音楽科に13のコースを設置し、また、図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」などの諸施設を整備するなど、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などの多様な取組みを行っている。

「基準2. 学修と教授」について

音楽科に13のコースを設置し定員確保に努めているほか、受入れ方法に工夫を重ねている。三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を明確に設定し、学生便覧やホームページ等に明示して周知に努めている。成績評価の方法と評価配分についてシラバスに明示し、授業内でも説明している。

学生の社会的・経済的自立への意識を向上させ、職業的な自己実現力を高めるため、全学的なキャリア形成に関するサポート体制を整備している。授業評価アンケートはウェブ上でも回答できるように整備され、図書館をはじめとして学内で開示している。学生生活の支援に関しては、「学生生活委員会」を設置、学生生活担当の事務組織と連携してサポートを行っている。短期大学設置基準を上回る専任教員数を確保し、適切に配置している。FD(Faculty Development)活動は、全学的組織である「FD総括委員会」と各部会によって実施している。校地・校舎の面積は、設置基準を十分に満たし、教育環境は概ね学生の利便性に配慮して整備され、有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の意思決定機関である理事会、諮問機関としての評議員会、法人業務を円滑に遂行するための常任理事会を定期的に開催している。学長は、年度当初に教学に関する方針と課題について所信を表明し、課題解決に向けて教職員の意識改革、変化への対応を求めるなど、リーダーシップを発揮している。また、学長主導による教育の質的向上を目的とした教育改革を推進している。

事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については各種規定に明確に規定され、管理職及び職員の配置が適切に行われている。SD(Staff Development)活動も組織的な取組みを行っている。人事計画、施設整備、経費削減等に関しては、理事会方針を反映させて、収支のバランスを確保し、健全な財務状況である。会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に適切に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

短期大学は自ら教育研究活動等について点検及び評価を行うために、「学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織規程」により、全体を統括する「自己点検・評価統括委員会」及び「部門別自己点検・評価委員会」を設置して、点検評価を行う体制を整備している。現状把握のためのデータは各事務部門が収集し、そのデータは「部門別自己点検・評価委員長」に提供している。

7年間に2回の周期で作成している自己評価報告書は、学生及び教職員が図書館などの学内施設で閲覧できるほか、ホームページで社会に公表している。毎年4年分の「短期事業計画」を策定し、「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の3区分に整理し各事業の目標を設定している。事業活動の企画・立案及び遂行を中心にPDCAサイクルが確立している。

総じて、短期大学の教育は建学の精神の使命・目的に基づいて行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫のもとに運営されている。経営・管理と財務に関しては適切に運営されるとともに、健全な財務状況である。自己点検・評価に関しては、「短期事業計画」を起点としたPDCAサイクルに基づいて、短期大学の改革に取り組んでいる。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の明確性については、建学の精神の趣旨を「世界に広がる音楽文化や関連領域を遍く研究し、時代を革新する創造的な音楽の発生地、発信地になること」

とわかりやすく平易に説明している。

学則第 1 条では、その精神を受けて、「本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく短期大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。」と具体的に、かつ簡潔に文章化している。

【優れた点】

○平成 27(2015)年の創立 100 周年に向けて、平成 23(2011)年度より建学の精神に含まれる概念を二つずつ組合わせたテーマを設定した記念行事を継続して実施し、学内及び学外に短期大学の使命・目的を理解してもらう機会を設けていることは高く評価できる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

教育上の個性・特色は、学則第 1 条の使命・目的における「音楽を通じて良き社会人を育成すること」という文言により明確に示している。

寄附行為第 4 条に、「教育基本法及び学校教育法に従い音楽に関する教育を行うこと」を明示している。教育基本法第 7 条及び学校教育法第 83 条に照らして短期大学としての適切な目的を掲げている。

短期大学教育を取巻く社会的状況が変化する中で、音楽科の改組や入学定員の変更などを行っている。

また、芸術領域や音楽的嗜好の変化、少子化による社会の構造的な問題等の諸問題とも向き合い、対応できる教育を行うため、短期大学の使命・目的の適切性についても議論と検証を続けている。社会的ニーズの多様化にもその対応に着手している。

【改善を要する点】

○学則などに人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が定められていないことは改善を要する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

教育方針については年度初めに学長が所信を表明し、理事会の方針については適宜法人運営に関する説明会を開催する等、役員と教職員とのコミュニケーションを図っている。

使命・目的や教育理念を反映させた三つの方針については、学生便覧、教員便覧及び大学案内等に掲載しているほか、ホームページなどを通じて学内外への周知を図っている。

4年を一単位とした「短期事業計画」を立てている。重点推進項目の中に「社会が求める音楽人材育成のための教育体制を強化する」「地域及び社会との連携を図り、社会貢献事業を推進する」などを掲げている。

建学の精神及び使命・目的を具現化するために、音楽科に13のコースを設置し、図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」などの諸施設を整備するとともに、演奏活動、研究活動、音楽普及活動などの多様な取組みを行っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを明確に定め、「COLLEGE GUIDE 2015」、入学案内、入学試験要項やホームページに掲載して周知している。説明会などでも建学の精神に基づく短期大学の長を高校生に説明している。また、アドミッションポリシーに沿った多様な入試を実施しており、それぞれに公平性が保たれるよう工夫している。

志願者数の減少に対応して入学定員を適切に変更している。また、「クラシックギター・コース」や「ダンスパフォーマンス・コース」など新しいコースを設置し入学者の増加を図っている。教員による高等学校への出張授業等に加え、職員も高等学校や楽器店へ短期大学の情報提供を図るなど、志願者の増加に向けて積極的な取組みをしている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

音楽科及び専攻科の教育目的を達成するために、教育課程編成方針が明確に定められている。教育課程編成方針や教育目標は教員配付用に合冊で作成している教員便覧・学生便覧に明示している。教育課程編成方針に沿って編成されたカリキュラムには幅広い音楽が学べるように第二主科目を設けるなどの工夫をしている。

授業の実施には習熟度別クラス編制や、独自のテキスト作成などの工夫が見られる。また、学生が数名のグループごとに問題を設定し、発表する PBL(Problem Based Learning) 科目を取入れるなど、能動的な学びを推進している。

1 セメスター当たりの受講登録単位数の制限を設けるなど余裕ある学修ができるよう配慮している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「学生支援センター」を中心に教職員が協力して学生をサポートする体制が築かれている。4月に受講登録、ポータルシステムでの成績の確認、受講から成績発表までの流れなどを解説した履修ガイドを全学生に配付し、希望者には個別の受講相談を行っている。

休退学の兆候が見られる学生などを早期に把握するために出席情報を共有し、欠席が多い学生には学生部長や学生生活担当職員が面談を行い、主科担当教員などと連携して適切な指導を行っている。音楽科の教育の充実を目的として、併設する大学の大学院生による TA 制度を整備している。

全授業科目で授業評価アンケートを実施し、学生がその結果を閲覧できるようにしている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位の認定に当たっては諸規定が整備され、教員便覧、学生便覧、シラバスに記載しており、教員・学生の認識の共通化が図られている。実技の採点など不公平がないように、内部規定を整備し、教員便覧に記載して教員に周知している。評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員による成績評価を行っている。

進級の判定に当たっては予備会議で各学生の進級要件を履修規定に基づいて審査し、その結果に基づいて教授会で審議が行われ学長が決定している。卒業・修了の判定に当たっても、卒業・修了要件の認定は各学生の単位取得状況を予備会議で審査した上で、教授会が審議し、学長が決定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

課程内の教科の整備と課程外の「キャリア支援センター」及び「キャリア支援センター運営会議」が連携して全学的なキャリア指導の体制を整備している。運営会議は、担当理事、教員、職員で構成し、他の学内組織と連携して、キャリア形成を図る学生のための講座運営、個別相談、説明会を運営している。

課程内では「大音コミュニケーション入門」などの科目を実施するとともに、課程外でも学生の希望をアンケート調査し、希望に添った講座、「英会話講座」などを開講している。また課程内の一部の科目ではキャリア支援センターも協力して担当している。

課程外では「音楽の仕事情報館（OMSBI:Ondai Music Service & Business Information）」において演奏インターンシップを実施するなど、音楽の「現場体験」を通じてキャリア形成を促す取組みを行っている。希望企業・団体に勤める卒業生を有効に利用している点も、それぞれが機能して全体としてキャリア指導の体制が築かれている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を把握するために、学生による授業評価アンケートを実施している。また、具体的な授業改革がどのように行われているか実情を把握することを目的として、各授業について「授業改善計画書」を作成し、授業評価アンケートの結果を授業改善に反

映するように努めている。また、自己点検・評価統括委員会において毎年度授業評価アンケートの検討を行い、必要に応じて調査項目や実施方法については見直すなどの改善を行っている。

授業内容や方法等の改善を図るため、授業に関する感想や意見を、学生がウェブ上でも回答できるようにポータルシステムを整備し、評価結果のフィードバックをしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生相談、学生の自主的活動の支援、厚生補導等学生生活全般のサポートを行う「学生生活委員会」を設置し、学生生活担当の事務組織と連携して学生生活安定のための支援を行っている。短期大学独自の奨学金や日本学生支援機構、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については「学生支援センター」が窓口となり経済的支援を行っている。

学生生活に関する学生の意見・要望への対応については、「学生支援センター」を担当する教職員が、学生から提出された質問カードに回答し適宜個別に面談を行うなど把握に努めている。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは、保健室、「心の相談室」、学生相談室を設置するとともに、看護師・カウンセラー等の有資格者や担当の教職員が対応する体制を整備している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数及び教授数は短期大学設置基準が定める必要な教員数を満たしている。専任教員の採用及び昇任については、「専任教員採用選考基準」「人事委員会規程」「専任教員昇格基準」を定めるなど、適切に整備している。

FD 活動は全学的組織である「FD 総括委員会」と各部会によって実施している。これに参加できない兼任教員に対しては、「非常勤教員集会」で FD 関連の講習会を開催するなど組織的に取り組んでいる。

教養教育については、「教養教育検討委員会」によって適切に実施する体制を整備している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は、設置基準を大きく超える面積を保有し、体育施設、付属図書館、音楽博物館、「ザ・カレッジ・オペラハウス」「ミレニアムホール」、学生サロンなど、施設設備を適切に整備している。練習室のほか、ピアノをはじめとする各種の楽器は大学院生を含む学生にとって十分な数を配備している。情報機器等の設置についてもキャンパス内に複数整備され、学生の利便性に配慮している。

施設・設備・備品の管理は、「固定資産及び物品管理規程」に基づき、管理事務部門が管理業務を担当し、営繕業務の委託業者と連携して、点検・整備を適切に行っている。

授業などのクラス編制については、授業内容を考慮した適切な規模の管理が行われている。災害時の対応として、学生の安否確認を含む避難訓練を実施している。

【優れた点】

○貴重かつ豊富な収集・展示・研究資料を誇る音楽博物館は、学生・教職員については常時利用することができ学外の見学希望者にも公開するとともに、各種セミナーやワークショップを企画するなど、その総合的な活動は高く評価できる。

【参考意見】

○施設のバリアフリー化が未整備な所があるので、早急な整備が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の意思決定機関である理事会、諮問機関としての評議員会、法人業務を円滑に遂行するための常任理事会を定期的に開催している。監査体制については、三様監査が定期的実施され、とりわけ監事が教学面や管理運営面にきめ細かな監査を実施している。

「短期事業計画」「キャンパス再編マスタープラン」を策定し、重点推進項目を示しながら経営計画を行い、使命・目的の実現に向けた継続的な取組みに努めている。

「規程整備委員会」を設置して、短期大学の設置・運営に関する法令の遵守や法改正などへ対応している。

環境保全、人権擁護、安全への配慮のために、施設・設備、規定の整備を行い、各種委員会を設置して対応している。危機管理については、災害、犯罪、安全衛生などの対策として、「危機管理委員会」の設置及び「危機管理規程」の制定など、体制を整備している。

法令に基づく教育情報・財務情報の公開は適切に行われている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は定期的に開催され、予算、決算、事業計画、事業報告、学則変更、役員の変更などを審議、決定している。理事会実務分担表を作成し、役割と責任の所在を明確にするとともに、迅速な意思決定ができるよう整備している。理事の出席状況については良好であり、開催手続きについても適切に行われている。

法人業務を円滑に遂行するために常任理事会が頻繁に開催され、業務執行の迅速化と教職員からの提案に対して速やかな対応ができる機能性を確保している。

また、理事長の指示命令系統による「戦略企画事務室」を設置し、さまざまな課題に対応するプロジェクトを立上げて、戦略的意思決定を迅速に行う体制を整備している。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長を最高責任者とする教学組織を「学校法人大阪音楽大学組織運営規程」と学則により整備している。教授会・各種委員会・短大運営会議などを設置して、教学に関わる学内意思決定機関の組織を整備し、責任と役割を明確にしている。教授会は、教育研究に関する最終的な審議決定機関とし、各種委員会や短大運営会議における協議を経た議題を適切に審議している。

年度当初に表明される「学長所信」は学校の指針となり、学長はリーダーシップを十分に発揮している。また、学長の補佐・代理を目的とした副学長を置き、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。平成26(2014)年度からは、学長主導による教育の質的向上を目的とした教育改革を推進している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長、学長、副理事長、常任理事で構成される常任理事会は定期的開催され、その協議を通じて、理事会が決定した法人の業務及び理事長の職務を円滑に遂行する体制を整備している。また、常任理事会の構成員及び教員・職員の役職者で構成する「執行部連絡協議会」や事務局会議が定期的開催され、管理部門と教学部門とのコミュニケーションが図られている。

監事は定期的に業務監査を行い、理事会には毎回出席し、監査法人による監査報告会にも同席して意見を述べるなど、ガバナンスが機能している。

理事長のリーダーシップにより設置された「戦略企画事務室」が中心となって、事務部門間のコミュニケーションを図っている。また、プロジェクトチームの提案事項及び事務局会議の合意事項が直接常任理事会に反映されるなど、教職員の意見がボトムアップされる体制の整備ができています。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務局組織体制、各事務部門の業務内容と事務分掌、職制と権限については各種規定に明確に規定している。各職制の権限・責任の明確化による組織編制、管理職及び職員の配置が適切に行われている。

事務局長のもとに事務部門長・室長を中心として業務執行の管理体制を構築し、定期的に事務局会議を開催し、必要な場合は、その合意事項を常任理事会に上程している。また、教学運営と管理運営の適切な連携を目的として、毎月「執行部連絡協議会」を開催してコミュニケーションを深めている。

職員の資質・能力向上の方策として人事評価制度を導入しているほか、資格取得の支援や、学外での業務研修を全職員が受講できる体制を整備するなど、SD 活動の取組みを組織的に行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期の財政計画として 16 年間にわたる収入と支出を予測した「長期財政試算」を毎年作成している。人事計画、施設整備、経費削減等に関する理事会方針を反映させて、単年度の事業計画や予算作成を行うなど、収支のバランスを確保しながら、適切な財務運営が図られている。

毎年安定した資産運用収入の確保、外部資金獲得の積極的な取組みを行っている。予算計画は、「長期財政試算」に基づき、部門ごとに予算の上限を設定し徹底した予算管理で、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を行っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算の執行は、所属長の承認を経た後、管理事務部門長、会計担当スタッフ・リーダー

の確認の後、会計担当で行っている。各事務部門が事業目的ごとに予算を編成していることから、予算管理は徹底している。「学校法人大阪音楽大学経理規程」「学校法人大阪音楽大学経理規程施行細則」を定めて、学校法人会計基準に基づいた適正な会計処理が行われている。

会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に行われ、監事は評議員会及び理事会に出席して監査内容を報告するなど、適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学は自ら教育研究活動等について点検及び評価を行うために、「学校法人大阪音楽大学自己点検・評価組織規程」により、全体を統括する「自己点検・評価統括委員会」及び「部門別自己点検・評価委員会」を設置して、点検評価を行う体制を整備している。

教学関係は、自己点検・評価部長のもとに置かれた音楽科、専攻科の各自己点検・評価委員会が実施し、事務局は事務局会議、法人部門は理事会がそれぞれ自己点検・評価を実施している。自己評価報告書は、規定に基づき 7 年間に 2 回の周期で作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のためのデータは各事務部門が収集し、そのデータは音楽科、専攻科などの「部門別自己点検・評価委員長」に提供している。

部門別自己点検・評価委員長は、各事務部門長に対して所管事項に関する聞き取り調査を

実施し、図書館及び音楽博物館については実地視察も行うなど、客観的なデータの収集に努めている。また、教員の研究業績のデータを随時更新するなど、データ収集の体制を整備している。

自己評価報告書は、学生及び教職員が図書館などの学内施設で閲覧できるほか、ホームページで社会に公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

毎年 4 年分の短期事業計画を策定し、「教育研究」「社会連携活動」「法人組織運営」の 3 区分に整理し各事業の目標を設定している。

各部門の役職者は、重要課題に対する教育内容の整備・充実に努めるため、年度ごとに具体的な事業と予算を定めて遂行している。

教育研究については、自己点検・評価統括委員会が中心となって点検評価活動を行っている。近年は授業評価アンケートに注力して学生の意欲や満足度などを検証している。

点検結果の改善事項については、短大運営会議や「FD 総括委員会」等にフィードバックされており、新規授業科目の開設による教養教育の充実、時間割編成の改善、課外講座の充実などの改善につながっている。

事業活動の企画・立案及び遂行を中心に PDCA サイクルが確立している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-2 他大学や企業等との教育研究上の適切な関係の構築

A-2-① 海外提携大学との関係と企業等との連携

A-3 短期大学と地域社会との協力関係の構築

A-3-① 地域社会への貢献活動の展開

【概評】

短期大学が持っているさまざまな物的・人的資源を社会に提供し、多くの社会連携事業

大阪音楽大学短期大学部

を展開している。音楽博物館では、楽器・書籍等を定期的に一般公開するほか、セミナー、コンサート、ワークショップ等を開催している。また、併設の大学と行っている「ザ・カレッジ・オペラハウス」の公演については2度文化庁芸術祭大賞を受賞し、地域社会からも高く評価されている。

海外の複数大学と相互の交流協定を締結している。また、文部科学省の採択事業として開始された「音楽の仕事情報館(OMSBI:Ondai Music Service & Business Information)」により、民間企業や公的団体等からの演奏依頼に応え、音楽の現場体験を通して社会と関わることで、学生のキャリア形成への意識向上を支援している。

地域に開かれた短期大学の構築を目指し、「連携支援センター」が中心となって地域社会との協力関係を充実させている。特に大学所在地の自治体である豊中市との協力関係は緊密で、市内の各所でコンサート、ワークショップを開催するとともに、「とよなか音楽月間」に参加し活発な交流を図っている。豊中市教育委員会との連携である「サウンドスクール」では、市立幼稚園、小学校、中学校へ学生を派遣し、出張演奏、クラブ活動支援、授業支援を行っている。また、地域の高校3校との高大連携協定を締結しており、更なる展開が期待される。これらの組織的な地域社会への貢献活動は大阪府内の4市にまで広がり、関西における唯一の音楽短期大学としての社会的使命を十分に果たしている。

